

運動部活動における体罰の必要性認識に影響する 要因の検討¹

An Examination of Factors Affecting Perceptions of the Necessity of Corporal Punishment
in School Athletic Club Activities: ¹

大石 千歳

OISHI Chitose

Abstract

A total of 800 men and women aged 30-49 were asked about the necessity of corporal punishment in school athletic club, and were also asked in an open-ended question why they answered so.

Those with experience of belonging to an athletic club tended to be more positive about corporal punishment within the club. With regard to the experience of being subjected to corporal punishment in their athletic club, they tended to be more positive about corporal punishment.

Those in their late 40s were the most positive about the need for corporal punishment than other age groups. Men were more likely to think that corporal punishment was sometimes necessary.

Those who replied that corporal punishment is “not necessary” thought they could communicate with children by words, corporal punishment hurt the mind and body and rules by fear. There were ways to improve motivation other than holding hands.

Among those who perceived that corporal punishment was ‘sometimes necessary’ or ‘necessary’, there was a perception that adults were underestimated and that severe punishment was necessary because adults would take advantage of the inability to use corporal punishment.

Keywords: Physical abuse, Web survey, Free description, Paternalism

キーワード：身体的虐待、Web調査、自由記述、パターナリズム

問題意識

運動部活動内での体罰と家庭内での体罰：パターンナリズムの観点から

大石(2023)では、パターンナリズムの観点から、家庭内での体罰と学校の運動部活動内での体罰を統合的に捉えられる可能性に言及している。大石(2023)では、家庭内での子どもへの体罰を社会一般の子どもを持つ成人(30～40代)がどう認識しているかを検討した。30歳～49歳の子どもがいる男女計800名を対象に、家庭内での体罰の必要性とそう答えた理由を自由記述で質問した。体罰の必要性に関する認識は、体罰に関する子どもの理解力、心の傷、状況の危険性、親の被体罰経験という4要因に基づくものであることがわかった。また、子どもへの体罰は、「子どもや未熟な者に対して、良かれと思って、体罰を用いても何らかの影響を及ぼそうとする」行為として、パターンナリズムの観点から統合的に捉えられる可能性が示唆された。

大石(2023)では、パターンナリズムの定義に関して石川(2007)が引用した、Dworkin(1971)の「その強制を受ける人の福祉、善、幸福、必要、利益または価値ともっぱら関係する理由によって正当化される、ある人の行為の自由への干渉」という定義を紹介している。子どもは未熟な存在として、「あなたのために」という理由で何らかの強制を受けやすく、その強制の手段として体罰が正当化されることになる。

大石(2023)では、家庭内での子どもへの体罰について、「時には必要」もしくは「必要である」と答えた人の中には、自分も子どもの頃に体罰を受けて育ったと答えている人の割合が多かったという結果が得られている。すなわち、それらの回答者は、親がかつて自分をそのような強制力をもって育ててくれたことが、結局は自分のためになったと考えていたといえる。この結果は内田・寺口・大工(2020)の、運動部活動で体罰を受けた経験が、体罰には効果があるという認識を媒介して体罰を容認させる影響力をもつという見解と一致

したものといえる。

我が国の運動部活動の歴史は、加藤(2021)のまとめによれば、明治期の高等教育機関や中等教育機関における「校友会」として始まり、スポーツを楽しむ団体であったが、戦時中には「学校報国団」として生徒の勤労働員を目的とした組織に組み込まれた。戦後は、校友会が復活するとともに、今度は人間形成や非行防止の観点から部活動が奨励されるようになった。運動部活動と体罰の関連性については、富江(2008)が簡潔にまとめている。富江(2008)は、運動部活動での体罰は、体で覚えさせるという考え方や、勝利至上主義、根性主義などと体罰が結びついているという坂本(1995)の指摘や、戦前の軍隊の「戦う身体」という考え方が、年功序列主義や勝利至上主義などと並んで体罰につながるという舛本(2001)の指摘を紹介している。このような指摘と、本研究における現代を生きる調査対象者の、運動部活動における体罰の必要性に関する認識とはどのような関係があるか、今一度考えてみたい。

久保・杉山・内田(2022)は、運動部で体罰を受けた経験を肯定的に認知すると体罰容認的態度になること、体罰を受けたことに感謝する感情は、体罰への肯定性認知を媒介して体罰に対して容認的になることを示している。運動部活動における体罰には教育的効果があると考えていたり、体罰を用いてまで指導をしてくれたことを感謝する気持ちがあったりすると、体罰を容認されるようになり、体罰の再生産が起きることになる。大石(2023)でも、自分が家庭内で体罰を受けて育った場合に、その体罰には教育的な意義があったと考えたり、そう育ててくれたおかげで鍛えられて今の自分があると考える人もおり、久保・杉山・内田(2022)と大石(2023)は体罰に関して同様の結果を得ているといえる。

本研究では、上記の観点に基づいて、大石(2023)における調査データのうち未発表部分の、運動部活動における体罰の必要性とそう答えた理由に関する検証を行う。すなわち本研究では、まず調査対象者の運動部活動経験の有無や、運動部

経験における体罰経験の有無と、体罰の必要性の認識の関連性を検討する。次いで、調査対象者の体罰の必要性の認識の根拠を自由記述で尋ね、記述内容の検討を行う。その際誰が(運動部活動内での体罰に肯定的な年齢や性別はあるのか)、なぜ(運動部活動内での体罰の必要性に関するパターンリズミックな認識はあるのかなど)という観点から検討を行う。

方法

調査対象者 首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)在住の30代・40代(30歳～49歳)の子どもがいる男女各400名、計800名であった。序論で述べたように、調査対象者は大石(2023)と同一であり、本研究では未発表部分のデータについて分析を行う。

調査手続き 株式会社アイブリッジのWeb調査サービス「Freeasy」を利用し、2021年11月にWeb調査を実施した。本調査は本学研究倫理委員会より研倫審2021-25として実施の許可を得た。アイブリッジ社の調査対象者のモニター契約の方法、今回の調査参加の同意を得る手続き、Web調査の教示文の内容、自由記述データにおける語の登場件数のカウント方法(1つの文章に同じ語が複数回登場する場合は登場回数をカウント)については、大石(2023)の脚注に詳述した。

質問内容 (本研究に関する部分)

フェイスシート：アイブリッジ社のモニターがあらかじめ登録してある属性から、本研究での分析には年齢、性別、子どもの有無のデータを分析に使用した。先述のように、子どものいる人のみを対象とした調査を行ったデータであり、年齢は30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳の4カテゴリーに分割した。

1. 運動部活動内での体罰の必要性認識に関する選択肢式質問：「あなたは、中学校や高等学校の運動部活動における「体罰」の必要性についてどう考えますか。選択肢から1つ選んでください」(1.必要ない、2.あまり必要ない、3.時に

は必要である、4.必要である、のいずれかを選んで回答してもらった)。

2. 運動部活動内での体罰の必要性認識に関する自由記述式の質問：(先の選択肢式質問への自身の回答について)「そう答えたのはなぜですか。文章で自由にお書きください」という形で自由記述による回答をしてもらった。
3. 運動部所属経験：「中学校時代もしくは高等学校時代に、学校の運動部活動に所属していた経験はありますか(中途退部経験も含む)²⁾」(1：ある、2：ない、のいずれかを選んで回答してもらった)。
4. (運動部に所属していたと回答した人に該当質問として)「所属していた運動部で、あなたや他の部員が指導者から「体罰」を受けたことはありますか」(1：まったくない、2：あまりない、3：ややある、4：とてもある、5：回答したくない、のいずれかを選んで回答してもらった)。

分析方法 運動部活動の有無、運動部所属者における体罰経験の有無、性別、年齢層のそれぞれに関しては、体罰の必要性認識(必要ない、あまり必要ない、時に必要、必要である)とのクロス集計および χ^2 検定による検討を行った。

体罰の必要性認識に関する自由記述データについては、テキストマイニングソフト「KH Coder」(樋口,2020)を使用して、調査対象者の体罰必要性認識に関する回答に応じて共起ネットワークを描き、調査対象者の記述内容の特徴の視覚化を行った。

結果

体罰に肯定的・否定的なのはどんな人か?

1. 運動部活動所属経験と運動部活動の体罰必要性認識

運動部活動に所属していた経験の有無(あり576名、なし224名)と、運動部活動における体罰の必要性認識(必要ない511名、あまり必要ない150名、時には必要122名、必要である17名)によるクロス集計および χ^2 検定を行った(χ^2 (3)

表1. 運動部体罰必要性和運動部所属経験のクロス表

		運動部所属経験		合計	
		所属あり	所属なし		
運動部体罰 必要性カテ ゴリー	必要ない	度数	367	144	511
		運動部体罰必要性の %	71.8%	28.2%	100.0%
		運動部所属経験の %	63.7%	64.3%	63.9%
		総和の %	45.9%	18.0%	63.9%
		調整済み残差	-0.2	0.2	
あまり必要 ない	あまり必要 ない	度数	99	51	150
		運動部体罰必要性の %	66.0%	34.0%	100.0%
		運動部所属経験の %	17.2%	22.8%	18.8%
		総和の %	12.4%	6.4%	18.8%
		調整済み残差	-1.8	1.8	
時には必要	時には必要	度数	99	23	122
		運動部体罰必要性の %	81.1%	18.9%	100.0%
		運動部所属経験の %	17.2%	10.3%	15.3%
		総和の %	12.4%	2.9%	15.3%
		調整済み残差	2.4	-2.4	
必要である	必要である	度数	11	6	17
		運動部体罰必要性の %	64.7%	35.3%	100.0%
		運動部所属経験の %	1.9%	2.7%	2.1%
		総和の %	1.4%	0.8%	2.1%
		調整済み残差	-0.7	0.7	
合計	合計	度数	576	224	800
		運動部体罰必要性の %	72.0%	28.0%	100.0%
		運動部所属経験の %	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の %	72.0%	28.0%	100.0%

=8.199, $p < .05$. 表1)。調整済み残差が1.96より大きかった(5%水準で有意に多い人数であった)のは「運動部所属経験あり・体罰時には必要」群(99名。運動部所属経験ありのうち17.2%)であり、調整済み残差が-1.96より小さかった(5%水準で有意に少ない人数であった)のは「運動部所属経験なし・体罰時には必要」群(23名。運動部所属経験なしのうち10.3%)であった。すなわち、運動部所属経験がある回答者のほうが、ない回答者よりも“運動部活動において体罰は時に必要”と考えている人が多かった。また、体罰は「あまり必要ない」と考えている回答者については、運動部に「所属経験あり」の場合は全体のうち17.2%、「所属経験なし」の場合は全体のうち22.8%であり、調整済み残差は1.96には至っていないが、「所属経験なし」群のほうが多めである傾向が見て取れる。

上記により、運動部経験がある人のほうが、ない人よりも運動部での体罰の必要性を認める傾向が強いといえる。

2. 運動部所属者の体罰経験と運動部活動の体罰必要性認識

運動部の所属経験がある人576名のうち、当該の質問に回答したくないと答えた12名を除いた564名について、所属していた運動部での体罰経験(1:まったくない、2:あまりない、3:ややある、4:とてもあると、運動部活動での体罰必要性(1:必要ない、2:あまり必要ない、3:時には必要、4:必要である)によるクロス集計と χ^2 検定を行った($\chi^2(9) = 90.595$, $p < .001$, 表2)。調整済み残差が1.96より大きかった(5%水準で有意)のは、「体罰経験まったくなし・体罰必要なし群」であり、体罰経験「まったくなし」と答えた人の実に79.8%が、体罰は「必要ない」と認識していることがわかった。体罰経験「まったくなし」の回答者については、調整済み残差が-1.96より小さい(5%水準で有意に少ない人数)であったのは、体罰は「時には必要」とした回答者が5.3%いた部分と(調整済み残差-6.9)と、体罰は「必要である」と

表2. 運動部体罰必要性和所属運動部での体罰経験のクロス表

		所属運動部体罰経験				合計	
		まったくない	あまりない	ややある	とてもある		
運動部体罰 必要性	必要ない	度数	209	50	80	23	362
		運動部体罰必要性の %	57.7%	13.8%	22.1%	6.4%	100.0%
		所属運動部体罰経験の %	79.8%	52.6%	48.8%	53.5%	64.2%
		総和の %	37.1%	8.9%	14.2%	4.1%	64.2%
		調整済み残差	7.2	-2.6	-4.9	-1.5	
あまり必要 ない	必要ない	度数	38	23	30	4	95
		運動部体罰必要性の %	40.0%	24.2%	31.6%	4.2%	100.0%
		所属運動部体罰経験の %	14.5%	24.2%	18.3%	9.3%	16.8%
		総和の %	6.7%	4.1%	5.3%	0.7%	16.8%
		調整済み残差	-1.4	2.1	0.6	-1.4	
時には必要	必要ない	度数	14	21	50	11	96
		運動部体罰必要性の %	14.6%	21.9%	52.1%	11.5%	100.0%
		所属運動部体罰経験の %	5.3%	22.1%	30.5%	25.6%	17.0%
		総和の %	2.5%	3.7%	8.9%	2.0%	17.0%
		調整済み残差	-6.9	1.4	5.4	1.6	
必要である	必要である	度数	1	1	4	5	11
		運動部体罰必要性の %	9.1%	9.1%	36.4%	45.5%	100.0%
		所属運動部体罰経験の %	0.4%	1.1%	2.4%	11.6%	2.0%
		総和の %	0.2%	0.2%	0.7%	0.9%	2.0%
		調整済み残差	-2.5	-0.7	0.5	4.8	
合計	合計	度数	262	95	164	43	564
		運動部体罰必要性の %	46.5%	16.8%	29.1%	7.6%	100.0%
		所属運動部体罰経験の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の %	46.5%	16.8%	29.1%	7.6%	100.0%

した回答者が0.4%いた部分（調整済み残差-2.5）であった。運動部活動において体罰を経験したことがない人は、運動部活動に体罰は必要ないと考えている人が大半を占め、体罰が必要だとする方向性を持つ人は有意に少ないことが示された。一方で、体罰を経験したことが「ややある」と回答した回答者では、体罰を「必要ない」と回答した人は48.8%で有意に少なく（調整済み残差-4.9）、「時には必要」と回答した人が30.5%と有意に多かった（調整済み残差5.4）。さらに、体罰を経験したことが「とてもある」とした回答者では、体罰は「必要である」と回答した人が11.6%と有意に多かった（調整済み残差4.8）。自分自身が運動部活動で体罰を体験した人は、そうでない人と比較して体罰に肯定的であるということが明確に示された。

3. 調査対象者の性別と運動部活動の体罰必要性認識

大石（2023）では、家庭内の個人的なことも社会の在り方から影響を受けているという観点に立っ

ていた。本研究でも大石（2023）と同様に、弱者に対して強者がパターンナリストティックにふるまうという現象として体罰を捉えるという観点を持っている。大石（2023）では、家庭内の体罰に関して、父親も母親も自分の子どもと、何らかの形で関わる機会はあると考えられたため、特に性別に分けた分析は行っていなかった。しかし金谷（2015）によると、体育・スポーツの指導者から競技者に行われる体罰については、男性指導者の数が女性指導者に比べ圧倒的に多いためか、体罰・暴力を行う指導者も男性が多いという結果が得られているが、女性指導者による体罰・暴力もありうるという。本研究は運動部活動における体罰ということで、金谷（2015）の観点に基づき、調査対象者の性別に基づく分析も行った（表3）。

調査対象者の性別と運動部活動における体罰必要性認識のクロス集計と χ^2 検定を行った（ $\chi^2(3) = 31.381, p < .001$ ）。「男性・体罰必要ない」群は男性全体の56.0%であり、調整済み残差は-4.6であっ

表3. 運動部体罰必要性と性別のクロス表

		性別		合計	
		男性	女性		
運動部体罰 必要性	必要ない	度数	224	287	511
		運動部体罰必要性の %	43.8%	56.2%	100.0%
		性別の %	56.0%	71.8%	63.9%
		総和の %	28.0%	35.9%	63.9%
		調整済み残差	-4.6	4.6	
あまり必要 ない	必要ない	度数	78	72	150
		運動部体罰必要性の %	52.0%	48.0%	100.0%
		性別の %	19.5%	18.0%	18.8%
		総和の %	9.8%	9.0%	18.8%
		調整済み残差	0.5	-0.5	
時には必要	必要ない	度数	86	36	122
		運動部体罰必要性の %	70.5%	29.5%	100.0%
		性別の %	21.5%	9.0%	15.3%
		総和の %	10.8%	4.5%	15.3%
		調整済み残差	4.9	-4.9	
必要である	必要ない	度数	12	5	17
		運動部体罰必要性の %	70.6%	29.4%	100.0%
		性別の %	3.0%	1.3%	2.1%
		総和の %	1.5%	0.6%	2.1%
		調整済み残差	1.7	-1.7	
合計		度数	400	400	800
		運動部体罰必要性の %	50.0%	50.0%	100.0%
		性別の %	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の %	50.0%	50.0%	100.0%

た。「女性・体罰必要ない」群は、女性全体の71.8%を占め、調整済み残差は4.6であった。また、「男性・時には必要」群は男性全体の21.5%であり、調整済み残差は4.9であった。「女性・時には必要」群は女性全体の9.0%で、調整済み残差は-4.9であった。したがって、男女を比較すると、男性のほうが、運動部活動で体罰を必要ないとする人は有意に少なく、体罰は時には必要と考える人は有意に多いことが示された。

4. 調査対象者の年齢層と運動部活動の体罰必要性認識

大石(2023)では、家庭内での体罰については、調査対象者のうち高齢層のほうがより積極的に評価する傾向が示された。本研究では、運動部活動における体罰についても、調査対象者の年齢による認識の違いについて検討した(表4)。調査対象者の年齢を30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳の4カテゴリーに分割し、運動部での体罰必要性認識とのクロス集計および χ^2 検定を

行った($\chi^2(9) = 27.291, p < .001$)。「30～34歳・(運動部での体罰)必要ない」群は、この年齢層全体の77.3%を占め、調整済み残差は4.2であった。しかし「35～39歳・必要ない」群はこの年齢層の58.5%で、調整済み残差は-2.0であった。また「45～49歳・必要ない」群はこの年齢層の57.8%で、調整済み残差は-2.1であった。30～34歳層では、「あまり必要ない」群が13.6%、調整済み残差は-2.0で、「時には必要」群が7.4%、調整済み残差は-3.3であった。本研究の調査対象者のうち最も若い層である30～34歳層では、運動部活動での体罰は必要ないとする人が有意に多く、時には必要と考える人は有意に少なかった。あまり必要ないと考える人がこの層において有意に少なかったのは、この年齢層の77.3%が「必要ない」と答えていることから、運動部における体罰は「あまり」ではなく「まったく、一切」必要がないと考える人が多かったためと解釈できる。調査対象者のうち最も高い年齢層である45歳～49歳では、「必要

表4. 運動部体罰必要性和年齢カテゴリーのクロス表

		年齢カテゴリー				合計	
		30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳		
運動部体罰 必要性	必要ない	度数	136	131	126	118	511
		運動部体罰必要性の%	26.6%	25.6%	24.7%	23.1%	100.0%
		年齢カテゴリーの%	77.3%	58.5%	64.3%	57.8%	63.9%
		総和の%	17.0%	16.4%	15.8%	14.8%	63.9%
		調整済み残差	4.2	-2.0	0.1	-2.1	
あまり必要 ない	必要ない	度数	24	49	38	39	150
		運動部体罰必要性の%	16.0%	32.7%	25.3%	26.0%	100.0%
		年齢カテゴリーの%	13.6%	21.9%	19.4%	19.1%	18.8%
		総和の%	3.0%	6.1%	4.8%	4.9%	18.8%
		調整済み残差	-2.0	1.4	0.3	0.2	
時には必要	必要	度数	13	37	27	45	122
		運動部体罰必要性の%	10.7%	30.3%	22.1%	36.9%	100.0%
		年齢カテゴリーの%	7.4%	16.5%	13.8%	22.1%	15.3%
		総和の%	1.6%	4.6%	3.4%	5.6%	15.3%
		調整済み残差	-3.3	0.6	-0.7	3.1	
必要である	必要	度数	3	7	5	2	17
		運動部体罰必要性の%	17.6%	41.2%	29.4%	11.8%	100.0%
		年齢カテゴリーの%	1.7%	3.1%	2.6%	1.0%	2.1%
		総和の%	0.4%	0.9%	0.6%	0.3%	2.1%
		調整済み残差	-0.4	1.2	0.5	-1.3	
合計	合計	度数	176	224	196	204	800
		運動部体罰必要性の%	22.0%	28.0%	24.5%	25.5%	100.0%
		年齢カテゴリーの%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の%	22.0%	28.0%	24.5%	25.5%	100.0%

ない」と答えた人は有意に少なく、「時には必要」と答えた人が有意に多かった。運動部活動において体罰は時に必要と答えた人の年齢層別のパーセンテージでは、36.9%がこの年齢層の人であった。したがって、年齢が高い層ほど、運動部活動における体罰の必要性に関して肯定的であることが示された。

運動部活動での体罰に肯定的・否定的なのはなぜか：自由記述データの質的分析

1. 体罰「必要なし」群に関する共起ネットワーク分析

ここまでの結果を踏まえ、調査対象者のうち運動部活動での体罰に肯定的な人と否定的な人とは、体罰への捉え方がどう異なっているのかを、自由記述データの質的分析によりさらに掘り下げて検討した。KH Coderにより、自由記述データに関する検討を行った。運動部活動内での体罰必要性認識に関する自身の回答について、「そう答

えたのはなぜですか」という形で尋ねた自由記述回答について分析した。調査対象者を、運動部活動内の体罰必要性認識の回答4カテゴリー（「必要ない（511人）」「あまり必要ない（150人）」「時には必要（122人）」「必要である（17人）」の各群に分けた。この各群別に、自由記述内容に関する共起ネットワーク分析を行った。

共起ネットワーク分析とは、社会学のジャーナリズム研究における新聞記事、雑誌記事、テレビ番組の内容等に関する内容分析（content analysis）の分野では古くから存在する方法であり、テキストデータにおける語の出現頻度と、語の相互の共起関係を検討するものである。本研究での共起ネットワークの作成手順は、自由記述データから出現頻度によって語を抽出し、語の共起関係をJaccard係数によって測定し、共起の強いペアから順に60組を線で結ぶ形で描画された図を出力した。Jaccard係数とは、語Aと語Bのペアに対して、両方の語が登場する文書（各調査対象者の回

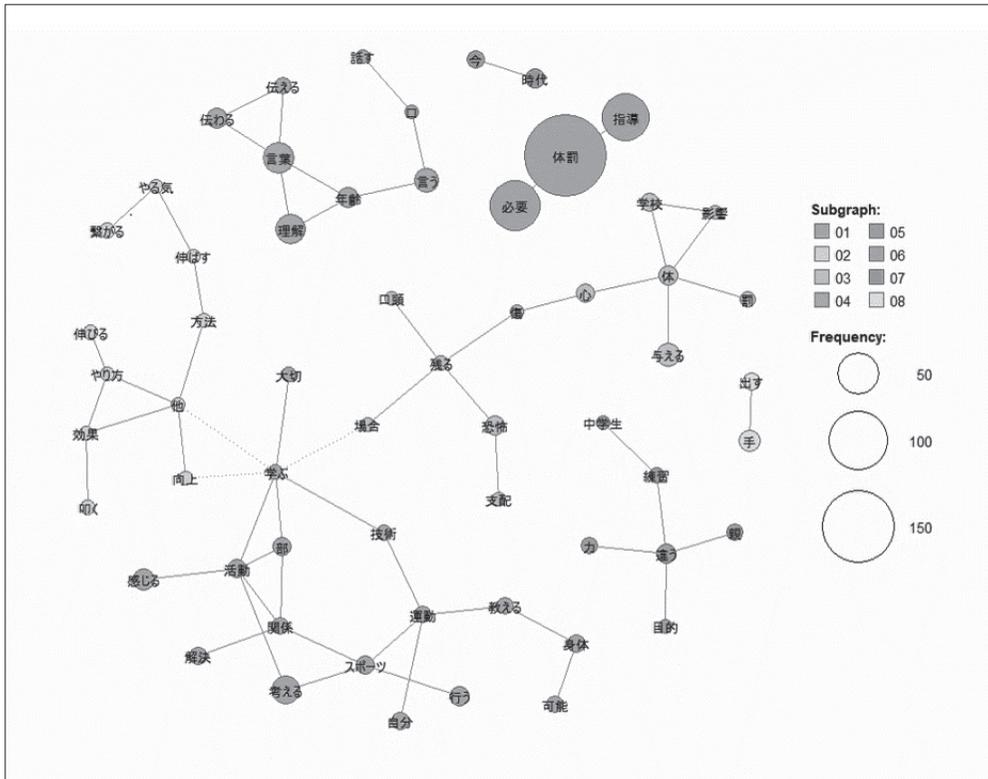


図1. 運動部体罰「必要ない」群の自由記述の共起ネットワーク

答)を片方の語が登場する文書数で除したものである。語と語の間の線は、語どうしの共起関係(edgeという)があることを示している。また、語を表すノード(○印)の大きさは、語の登場回数(frequency)を表している。

「必要ない」群の共起ネットワークは図1の通りであった。「必要ない」群の自由記述から抽出された語は、「必要、体罰、指導」という語のグループ、「言葉、理解、伝わる、年齢、言う」といった語のグループ、「今、時代」というグループ、「心、体、罰、傷、影響、学校、残る、支配、恐怖」といった語のグループ、「親、中学生、目的、違う」といった語のグループ、「他、方法、向上、やる気、伸びる、やり方、効果」といったグループ、「スポーツ、考える、行う、自分、解決、学ぶ、大切、教える」といった語のグループ、「手、出す」のグループに分かれた。

指導における体罰の必要性の内容を検討するために、「体罰」という語に関する自由記述内容を検討した。「体罰」の語を含む文章は194の文章が抽出され、KWICコンコーダンスによりその内容を調べた。代表的なものは、“体罰の必要がある部活など無い”“そもそも体罰の温床になるような部活は、なくしてもよいとおもいます”“体罰はただの暴力”“体罰はしつけではない”“練習する環境も昔とは違い、かなり効率的に練習できるようになってきたため、体罰等は必要ではない”“体罰を受けることによって萎縮してしまう”“体罰はその運動やスポーツまでも嫌いになってしまう要素になるから”“考えさせることが大切で、体罰では何も成長しないと思うから”“中学生にもなれば体罰などなく言葉で理解できるため”“体罰を受けても技術は上がらない”“体罰から学ぶものは恐怖だけであり、成長を導くものではないと思う

える、大きい、年齢、本人、学生、世間、甘い、見る、ルール」といった語のグループ、「ダメ、教える、正しい」といった語のグループであった。

「体罰」という語のグループは図2の抽出語の中には登場していないが、KWICコンコーダンスによりこの群の「体罰」の語を含む文章の抽出結果を見ると、17個の文章がみられた。“どうせ体罰はないのだろう、何かあったら教育委員会に言うぞと子供達もナメてしまう”“体罰とはどこからどこまでが体罰はなるのですか(原文ママ)”“一番コントロールがしづらい年齢で体罰ほどではなくとも厳しい教育課程は必要だと思うから(原文ママ)”“体罰がないという甘えをすでに逆手に取ることができる年齢”“正直！少し叩いたくらいで体罰とかいう風潮がおかしいと思う”“口で言っても理解できない場合は体罰もやむを得ない”“大きくなればなるほど、大人を馬鹿にしたり、甘く見られるから、時には体罰で圧力も必要なんじゃないかと”“言っても治らない人には体罰又は退部等の処置が必要と思うので”“本当に悪いことをした場合は時によりますが、体罰でわからせるのもありなのかと思ってます”といった記述であった。まとめると、「(運動部活動をする中高生という年齢は)大人をなめて言うことを聞かなかつたり、体罰がないことを悪用したりするので、体罰も時に必要である」という認識を持っているといえる。

抽出されたグループの特徴からまとめると、「中高生においては、本当に酷い、悪い、口で言っても聞かない場合は、鉄拳制裁によって正しいことやダメなこと教えることで、痛みを知り、変わるなら多少は(体罰も)良い。学生は世間やルールを甘く見るし、先生は力を持っている」ということになる。

考察

運動部活動内と家庭内における体罰の必要性認識の類似点・相違点について

1. 誰が? : 運動部所属経験、所属運動部での体罰経験、年齢および性別について

まず、運動部所属経験については、所属経験がある人のほうが、ない人よりも運動部内での体罰に肯定的な傾向があることが示された。

所属運動部における体罰経験については、ある人のほうが、ない人よりも運動部内での体罰に肯定的な傾向があることが示された。

大石(2023)では、家庭内での子どもへの体罰は、30～34歳において「必要ない」と考える人は最も少なかった。反対に、45～49歳では、体罰に対しては「必要ない」と考える人は少なかった。運動部活動に関する本研究の結果も同様で、30～34歳層では、運動部活動での体罰は「必要ない」と考える人が有意に多く、「時には必要」と考える人は有意に少なかった。調査対象者のうち最も高い年齢層である45歳～49歳では、「必要ない」と答えた人は有意に少なく、「時には必要」と答えた人が有意に多かった。年齢が高い層ほど、運動部活動における体罰の必要性に関して肯定的であることが示された。したがって、家庭内と運動部での体罰の必要性認識に関しては、ともに若年層においては低く、高年齢層においては高いという結果が示されたといえる。

運動部活動の指導者には男性の占める割合が高いことから、本研究では性別による違いも検討した。男性のほうが、運動部活動で体罰を必要ないと思える人は有意に少なく、体罰は時には必要と思える人は有意に多いことが示された。

2. なぜ? : 運動部における体罰必要性認識の背景にあるもの

大石(2023)では、子どもへの体罰は心の傷になり、恐怖を与えるもので、言葉で言っても聞かせれば理解できるため、体罰は本来あまり必要ないが、言葉で説明してもわからない場合や、危険が

ある場合、痛みを教える必要がある場合など、時には体罰という手段も必要と認識されていた。また、自分も体罰を受けて育てられた経験を背景として、体罰も一つの手段として必要との意見が形成されることが示されている。

本研究は、大石(2023)と同じ調査対象者への調査データであるが、運動部活動の場合は、部員は中高生であり幼児ではない。したがって、自分で判断ができない年齢ではない。体罰は必要ないと答えた人の認識でも、「今の時代、言葉で言えば伝わるし、(運動部活動は)親とは違う。体罰は心や体に傷を与え恐怖で支配するものである。手を出すのとは違う、やる気を向上させる方法がある。スポーツでは自分で考えて解決することを教え、学ぶことが大切である」という認識が持たれていた。

一方で、体罰が時に必要、必要と認識していた人においては、年端のいかない者を強引にでも導く必要があるといった、直接的なパターンリズム的認識というよりも、むしろ大人がなめられる、中高生は大人が体罰ができないことを利用してくるから厳罰が必要だ、という認識であることがわかった。体罰が必要だと考える場合においては、大人は子ども(中高生)との関係性を、未熟なのに大人の指示を聞かず、反抗的で、悪知恵は働くというように、より対立的なものとして捉え、その認識の上で子どもと対峙し、何とか指示を通す方法として体罰を選んでいると考えることができる。

運動部活動における体罰の必要性認識に関しては、大人側の子ども観、すなわち「部員には言葉で言えば伝わると思っているのか、部員に自分で考える力を学ぶことを期待できているのか。指導者と部員は対立関係で、部員は力で制圧しなければならない存在だと思っているのか」といった要因が影響していることが示唆される。大人と子どもの対立関係といった構図には、社会構造の変化によって「大人が子どもになめられている」といった認識が存在する可能性もある。このような認識について、運動部活動での体罰に関する富江(2008)の指摘と照合して考察すると、以下のことが示唆される。中高生になめられてはいけ

ない、力で制圧する必要があるという考え方は、結果を最優先する勝利至上主義や根性主義、軍隊における指導方針と親和性が高いものと考えられる。力で制圧する指導という考え方は、そうするほうが競技力が向上するとか、人間性が鍛えられるなどという考え方に基づくとしたら、ある意味やはりパターンリズム的なのかもしれない。しかし当然ながら体罰の根絶とは逆の方向性にあり、望ましくはないものである。

本研究の結果から、運動部活動における生徒と教師の関係性、ひいては子どもと大人の関係性がどうあるべきなのか、社会のあり方と教育のあり方についてさらに検討してゆく必要があるだろう。

まとめ

本研究では、運動部所属経験については、所属経験がある人のほうが、ない人よりも運動部内での体罰に肯定的な傾向があることが示された。所属運動部における体罰経験については、ある人のほうが、ない人よりも運動部内での体罰に肯定的な傾向があることが示された。また、年齢が高い層ほど、運動部活動における体罰の必要性に関して肯定的であることが示された。また男性のほうが、運動部活動で体罰を必要ないと考える人は有意に少なく、体罰は時には必要と考える人は有意に多かった。

体罰は「必要ない」と答えた人の認識でも、今の時代、言葉で言えば伝わるし、(運動部活動は)親とは違う。体罰は心や体に傷を与え恐怖で支配するものである。手を出すのとは違う、やる気を向上させる方法がある。スポーツでは自分で考えて解決することを教え、学ぶことが大切である」という認識が持たれていた。

一方で、体罰が「時に必要」「必要」と認識していた人においては、直接的なパターンリズム的認識というよりは、大人がなめられる、大人が体罰ができないことを利用してくるから厳罰が必要だ、という認識であることがわかった。

引用文献

Dworkin, G. (1971). Paternalism. In R. Wasserstrom (Ed.) *Morality and the law*. Belmont: Wadsworth Pub. Co. Pp107-26.

樋口耕一(2020) 社会調査のための計量テキスト分析：内容分析の継承と発展を目指して. 第2版. ナカニシヤ出版

石川時子(2007) パターナリズムの概念とその正当化規準—『自律を尊重するパターナリズム』に着目して 社会福祉学, 48, 5-16.

金谷麻理子(2015) 女性競技者の抱える問題, 女性指導者増加のための具体的方策 体育学研究, 60 (Report号), R15_1-R15_11.

加藤一晃(2021) 部活動はどう変わってきたのか
内田良(2021) (編著) 部活動の社会学 学校の文化・教師の働き方 第1章, 1-26. 岩波書店.

久保昂大・杉山佳生・内田若希(2022) 被体罰経験者はなぜ体罰を容認するのか—被体罰経験に対する肯定的認知及び感謝感情に焦点を当てた検討— スポーツ心理学研究, 49, 111-121.

大石千歳(2023) 家庭内での子どもへの体罰の必要性認識に影響する要因の検討：自由記述データの分析に基づいて 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 58, 63-74.

舛本直文(2001) 学校運動部論—「部活」はどのような身体文化を再生産してきた文化装置なのか 杉本厚夫編 体育教育を学ぶ人のために 世界思想社, 262-280.

坂本秀夫(1995) 体罰の研究 三一書房.

富江英俊(2008) 中学校・高等学校の運動部活動における体罰 埼玉学園大学紀要. 人間学部篇, 8, 221-227.

内田遼介・寺口 司・大工泰裕(2020) 運動部活動場面での被体罰経験が体罰への容認的態度に及ぼす影響 心理学研究, 91, 1-11.

校の両方での所属、途中で退部した場合、中学校マネージャーなど、その競技のプレーヤーでない形で所属していた場合のいずれも、「所属していた」に含まれる。

注

- 1) 本研究は、令和3年度奨励個人研究費による助成を受けた。
- 2) 中学校のみ所属、高校のみ所属、中学校と高